市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(目的)

第1条 本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、 誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を設けるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会 生活関係をいう。
 - (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。

(対象者の要件)

- 第3条 パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者 (未成 年の子を除く。) は、それらの関係にあることを市長に届け出ることができる。
- 2 前項の規定による届出(第8条第2項、第4項及び第5項、第9条第3項 から第6項まで並びに第10条第2項から第12条までを除き、以下「届出」 という。)をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者と する。
 - (1) 届出を行う日において双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に 規定する成年に達していること。
 - (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。

イ 双方又は一方が市内に転入を予定していること。

- (3) 双方とも配偶者がいないこと。
- (4) 双方とも相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をするこ

とができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りでない。

(6) ファミリーシップの関係に係る届出にあっては、双方又は一方に未成年 の子があること。

(届出の方法)

- 第4条 パートナーシップの関係に係る届出をしようとする者は、市川市パートナーシップ届出書(様式第1号)にパートナーシップの関係にある者双方が連署して、市長に提出しなければならない。
- 2 ファミリーシップの関係に係る届出をしようとする者は、市川市ファミリーシップ届出書(様式第2号)にパートナーシップの関係にある者双方が連署するとともに、パートナーシップの関係にある者双方又は一方の未成年の子を記載して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、パートナーシップの関係にある者双方又はその一方がやむを得ない事由により署名及び記載をすることが困難であるときは、市長が適当と認める方法により、署名及び記載に代えることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する届出書(以下「届出書」という。)には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 次に掲げる書類
 - ア 届出書に記載する全ての者の住民票の写し(届出をする日前3月以内に発行されたものに限る。次号において「住民票の写し」という。)
 - イ 届出をする者のいずれもが市内に住所を有していないときは、届出 をする者のいずれかが市内に転入することを予定している事実を確認す ることができる書類
 - ウ 戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類(届出をする日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 市内に転入をした者(当該転入した者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるときは、当該転入をした者及び当該パートナーシップの関係にある他方の者)で、当該転入前の地方公共団体(本市とパートナーシップ又はファミリーシップに関する制度について都市間連携に係る協定を締結した地方公共団体に限る。以下「協定締結都市」という。)において、パートナーシップ又はファミリーシップに係る届出等の受理証明書その他のこれに類する書類(以下「協定締結都市受理証明書等」という。)の交付を受けている者 前号に掲げる書類又は次に掲げる書類
 - ア 協定締結都市受理証明書等
 - イ 住民票の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- 5 市長は、届出に来所した者に対し、別表に定める書類の提示を求め、本人確認を行うものとする。この場合において、当該来所した者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるとき又は当該来所した者の本人確認ができなかったときは、市長は、当該届出について次条第1項の受理をした後、遅滞なく、当該パートナーシップの関係にある他方の者又は当該本人確認ができなかった者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。
- 6 届出は、代理人が行うことはできない。 (届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付)
- 第5条 市長は、届出がされたときは、届出書及び前条第4項に掲げる書類を確認し、第3条第2項に規定する要件を全て満たしていると認めるときは、当該届出の受理をし、当該届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、市川市パートナーシップ届出受理証明書(様式第3号)及び市川市パートナーシップ届出受理証明カード(様式第4号)2枚又は市川市ファミリーシップ届出受理証明書(様式第5号)及び市川市ファミリーシップ届出受理証明カード(様式第6号)2枚の交付をするとともに、当該届出がされた事項に

- ついて、市川市パートナーシップ届出受理台帳(様式第7号)又は市川市ファミリーシップ届出受理台帳(様式第8号)に記載をするものとする。
- 2 市長は、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合であって、そのいずれも又はいずれかが市内に転入を予定しているときは、前項に規定する届出受理証明書及び届出受理証明カード(以下「届出受理証明書及び届出受理証明カード」という。)に代えて、市川市パートナーシップ転入予定受付票(様式第9号)又は市川市ファミリーシップ転入予定受付票(様式第10号)を交付するものとする。
- 3 前項に規定する転入予定受付票(以下「転入予定受付票」という。)を交付 された届出者は、転入をした日から14日以内に、当該転入をした者に係る 住民票の写しを添えて、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ転入完 了申出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申出がされたときは、当該届出者から転入予定受付票を返還させるとともに、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付するものとする。この場合において、市長は、当該申出がされた事項について、第1項に規定する届出受理台帳(以下「届出受理台帳」という。)に記載するものとする。
- 5 市長は、転入予定受付票を交付された届出者が、第3項の規定による申出をしないとき又は相当の期間を経過してもなお市内に転入をしていないことが明らかであるときは、第3条第2項第2号アに規定する要件を欠くものとして取り扱うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 市長は、前項本文の規定による取扱いをするときは、届出者から提出され た届出書及び前条第4項に掲げる書類を当該届出者に返還するとともに、転 入予定受付票を返還させるものとする。

(届出受理証明書及び届出受理証明カードの再交付)

第6条 届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付を受けた届出者(以下 「届出受理証明書等被交付者」という。)は、届出受理証明書及び届出受理証 明カード又はそのいずれかが滅失、汚損、毀損等をしたためこれらの再交付を希望するときは、市長に対し、市川市パートナーシップ届出受理証明書等 再交付申請書(様式第12号)を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、届出受理証明書等被交付者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行い、その確認ができたときは、前条第1項に規定する届出受理証明書又は届出受理証明カードを再交付するものする。
- 3 市長は、前項の規定による再交付を行ったときは、その旨(氏名の変更があったときは、変更後の氏名を含む。)を届出受理台帳に記載するものとする。
- 4 第1項の規定による申請は、代理人が行うことはできない。
- 5 第1項の規定による申請は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。ただし、第10条第1項の規定により同項に規定する届出及び変更の届出が無効となった場合は、この限りでない。 (届出事項証明書の交付)
- 第7条 届出受理証明書等被交付者は、届出をした事項(第5条第3項の規定による申出がされたときは、当該申出がされた事項を含む。)について、証明を受けることができる。
- 2 前項の規定により証明を受けようとする者は、市川市パートナーシップ届 出事項証明申請書(様式第13号)又は市川市ファミリーシップ届出事項証 明申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、第4条第5項前段の規定による本人確認を行い、その確認ができたときは、市川市パートナーシップ届出事項証明書(様式第15号)又は市川市ファミリーシップ届出事項証明書(様式第16号)を交付するものとする。
- 4 第2項の規定による申請は、代理人が行うことはできない。
- 5 第2項の規定による申請は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。ただし、第10条第1項の規定により同項に規定する届出及び変更の届出が無効となった場合は、この限りでない。

(届出事項の変更等)

- 第8条 届出受理証明書等被交付者は、前条第1項に規定する届出をした事項等に変更があったときは、遅滞なく、市川市パートナーシップ届出事項変更届出書(様式第17号)又は市川市ファミリーシップ届出事項変更届出書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。ただし、届出受理証明書等被交付者が協定締結都市に転出した場合であって、当該協定締結都市において協定締結都市受理証明書等の交付を受けた旨又は届出をした事項等の変更があった旨の通知が当該協定締結都市からあったときは、これらの提出を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定による変更の届出(以下「変更の届出」という。)があったときは、当該変更の届出を行った者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認ができたときは、当該変更に係る内容を証する書類その他市長が必要と認める書類及び必要に応じて行う口頭その他の方法による確認に基づき、届出受理台帳に当該変更のあった事項を記載するとともに、既に交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの提出を受け、併せて、当該変更後の事項に基づく届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付するものとする。
- 4 変更の届出は、代理人が行うことはできない。
- 5 変更の届出は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、 行うことができる。

(届出受理証明書等の返還)

第9条 届出受理証明書等被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 市川市パートナーシップ届出受理証明書等返還届出書(様式第19号)又は 市川市ファミリーシップ届出受理証明書等返還届出書(様式第20号)にパートナーシップの関係にある者双方が連署の上、届出受理証明書及び届出受 理証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、届出受理 証明書等被交付者が協定締結都市に転出した場合であって、当該協定締結都 市において協定締結都市受理証明書等の交付を受けた旨又は届出をした事項等の変更があった旨の通知が当該協定締結都市からあったときは、これらの提出を省略することができる。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を解消したとき。
- (2) 双方に返還の意思があるとき。
- (3) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- 2 前項の場合において、届出受理証明書等被交付者の双方又はその一方がやむを得ない事由により署名をすることが困難であるときは、市長が適当と認める方法により署名に代えることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出を行った届出 受理証明書等被交付者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行 った上で当該届出を受理し、届出受理台帳に必要な事項を記載するものとす る。
- 4 市長は、前項の場合において、当該届出に来所した者が届出受理証明書等 被交付者のうちの一方のみであるとき又は当該来所した者の本人確認がで きなかったときは、当該届出を受理した後、遅滞なく、当該届出受理証明書 等被交付者のうちの他方の者又は当該本人確認ができなかった者に対し、当 該届出を受理したことを通知するものとする。
- 5 第1項の規定による届出は、代理人が行うことはできない。
- 6 第1項の規定による届出は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。

(無効)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出(変更の届出 を含む。次項から第12条までにおいて同じ。)を無効とする。
 - (1) 当該届出が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき。
 - (2) 届出受理証明書等被交付者の間にパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を継続する意思がないと認められるとき。

- (3) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により届出を無効としたときは、届出受理台帳に必要な事項を記載するとともに、届出受理証明書等被交付者であった者に対し、交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還を求めるものとする。

(都市間連携による手続)

- 第10条の2 市長は、第5条第1項の規定により届出受理証明書及び届出受理証明カードを第4条第4項第2号に掲げる者(以下この条において「転入者」という。)に交付したときは、協定締結都市に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による手続は、転入者(転入者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるときは、当該転入者及び当該パートナーシップの関係にある他方の者)の同意がある場合に限り、行うものする。

(通称名の使用)

- 第11条 届出その他この要綱に基づく手続においては、通称名(戸籍に記載されている氏名(外国人等にあっては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名とする。)と異なる氏名であって、社会生活上、日常的に使用しているものをいう。次項において同じ。)を使用することができる。
- 2 市長は、前項の規定により通称名の使用がされたときは、当該通称名に加 え、戸籍に記載されている氏名(外国人等にあっては、出入国管理及び難民 認定法に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名とする。)を記 載するものとする。

(来所による手続)

第12条 届出その他この要綱に基づく手続は、パートナーシップの関係にある者双方又は一方が市川市総務部ダイバーシティ推進課の事務室に来所して行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(届出等の趣旨に則った施策の実施)

第13条 市長は、届出及び交付した届出受理証明書及び届出受理証明カード の趣旨に則り、施策を実施しなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第14条 市長は、届出並びに交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの趣旨が市民及び事業者に理解され、並びに社会活動の中で最大限に尊重されることにより、届出者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(届出書の保存期間)

第15条 届出書、第8条第1項に規定する届出事項変更届出書、届出受理台 帳及び第9条第1項に規定する返還届出書の保存期間は、届出を受理した日 から30年間とする。

(相互利用)

第16条 本市と協定を締結した法人が交付するパートナーシップ又はファミリーシップに係る証明書その他これらに類するものについては、本市においても、届出受理証明書及び届出受理証明カードと同様に使用することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に交付されている改正前の様式第3号から様式 第8号まで、様式第15号及び様式第16号の規定による証明書等は、そ れぞれ改正後の様式第3号から様式第8号まで、様式第15号及び様式第16号の規定による証明書等とみなす。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条、第7条-第9条関係)

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する運転免許証
- (2) 出入国管理及び難民認定法に規定する旅券又は在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理 に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者証明書
- (4) 国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、次に掲げるもの
 - ア 船員手帳
 - イ 身体障害者手帳
 - ウ 無線従事者免許証
 - 工 海技免状
 - 才 小型船舶操縦免許証
 - 力 宅地建物取引士証
 - キ 航空従事者技能証明書
 - ク 耐空検査員の証
 - ケ 運航管理者技能検定合格証明書
 - コ 動力車操縦者運転免許証
 - サ 猟銃・空気銃所持許可証
 - シ 教習資格認定証
 - ス 運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)
 - セ 電気工事士免状
 - ソ 特種電気工事資格者認定証
 - タ 認定電気工事従事者認定証
 - チ 療育手帳
 - ツ 戦傷病者手帳
 - テ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する合格証明書
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)に規定する個人番号カード

- (6) 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けた もののうち、いずれか1以上の書類
- (7) アに掲げる書類のいずれか1以上の書類及びイに掲げる書類のいずれか1以上の書類 (イに掲げる書類を提示することができない場合にあっては、アに掲げる書類のいずれか2以上の書類)
 - ア 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、 共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保 険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を 請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長 がこれらに準ずるものとして適当と認める書類
 - イ 学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(前各号に掲げる書類を除く。)で、写真を貼り付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類